

営 業 所 概 要 書 (枚目)

営業所の名称	
所 在 地	
電 話 番 号	
権 利 確 認	1. 申請者（役員等を含む。）所有 2. 賃貸借 3. その他（ ）

1 建物の全景 年 月 日撮影

〔作成要領〕

- 貼付
- 主たる営業所及び従たる営業所のそれぞれについて、申請日又は届出日前 3 か月以内に撮影した写真をこの台紙に貼付してください。
 - 写真は、カラーとします。（デジタルカメラにより撮影した写真も可）
 - 営業所が現実に営業していることを確認できる写真を添付してください。確認が困難な場合は、必要に応じて追加の写真又は建物の見取図等の添付を求めることがあります。

2 事務所の看板等 年 月 日撮影

〔作成要領〕

「事務所の看板等」の写真は、看板、郵便受け等、不動産賃貸契約の賃借人（以下「テナント」という。）等として営業している旨の表示が具体的に確認できるものとしてください。

貼付

営 業 所 概 要 書

(枚目)

営業所の名称	
所 在 地	
電 話 番 号	

3 事務所の入口

年 月 日撮影

〔作成要領〕

「事務所の入口」の写真は、表札、住居表示等、テナント等として営業している旨の表示、標識(建設業の許可票)等が具体的に確認できるものとしてください。

貼 付

4 事務所の内部

年 月 日撮影

〔作成要領〕

「事務所の内部」の写真は、電話、事務機器、机等の什器備品等が確認できるものとしてください。

貼 付

委 任 状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所

氏名

（行政書士会登録番号

電話

2

（

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあっては行政書士証票（申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証）、その他の代理人にあっては本人確認書類を提示する。

変 更 届 出 書

年 月 日

許可番号 大阪府知事 許可（般
特 ー ）第 号

届 出 者

大阪府知事 様

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）が終了したので、
別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- （1）工事経歴書 （2）工事施工金額 （3）貸借対照表及び損益計算書
- （4）株主資本等変動計算書及び注記表 （5）事業報告書 （6）附属明細表
- （7）事業税納付済額証明書 （8）使用人数
- （9）建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 （10）定款
- （11）健康保険等の加入状況

記載要領

- 1 「法人番号」の欄は、届出者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 2 （1）から（11）までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

建設業に係る訂正の届出書

年 月 日

大阪府知事 様

許可番号 般・特- 第 号
認可番号 第 号
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者・代理人の氏名
電話

大阪府建設業法施行細則第 6 条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届け出ます。

☐ 建設業許可申請書等の記載事項の訂正（書類受付日 年 月 日）

届出事項	様式番号	訂 正 の 内 容
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	
	第 号	

〔注意事項〕

- 1 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 2 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに 2 部作成し、提出してください。

許可申請書等閲覧申込書

大阪府知事 様		年 月 日	
閲覧者	勤務先所在地 (個人の場合は住所)		
	勤務先名 所属部課名 電話番号 (会社・自宅)		
	氏 名		
閲覧目的			
閲覧書類名			
閲覧申込 時 間		午前 ・ 午後 時 分	
閲覧しようとする業者名等			
許可番号 認可番号		商号又は名称	所在地 (市町村名)

- 〔注意事項〕
- 1 ボールペン又はペンで明瞭に記入してください。
 - 2 閲覧できる件数は、1 日 6 件以内です。
 - 3 身分証明書等を係員に提示してください。